

## 既存不適格建築物に関する規制の合理化に係る 集団規定の取扱いについて

平成18年6月19日

滋賀県特定行政庁連絡会議

法第42条第2項に規定する道路の道路後退線へ突出している部分（増築、改築、大規模な修繕・模様替えを行う同一棟部分は除く。）が、次の（1）～（3）のいずれにも該当する場合には、これら突出部分について法44条に限り建築確認制度の中では問わないものとして取扱うこととした。

### [条件]

- （1）別棟の建築物（附属する門または塀を除く。）にあっては、突出している部分が法第3章の規定が適用されるに至った際現に存していたもの（突出している部分が、棟単位として大規模な修繕や大規模な模様替えを行っているものは除く。）。
- （2）門または塀にあっては、法第3章の規定が適用されるに至った際現に存していたもの（突出している部分が令第61条に規定する基準に適合しない組積造のへいまたは令第62条の8に規定する基準に適合しない補強コンクリートブロック造の塀は除く。）。
- （3）擁壁にあっては、突出している部分が法第3章の規定が適用されるに至った際現に存していたもの（当該擁壁に関して何らかの築造行為を伴う場合は除く。）。

### 【留意点】

建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）第1条の3（確認申請書の様式）表1（い）項 配置図 には、明示すべき事項として「縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員」と規定されている。

今後、確認申請書の配置図（建築計画概要書含む）の記載においては、次のことを指導する。

敷地内（道路後退部分を含む。）の建築物は勿論、門もしくは塀、または擁壁については、新設、既設とも必ず配置図に明示するとともに、これらが無い場合にあってはこれらが無い旨を配置図に明示する。

上記のうち法第42条2項道路の道路後退線内へ突出する部分を有し、これらの除却を前提とした確認の場合、「除却する旨」とその「予定時期（当然、完了予定日以前）」を明示する。

上記のうち法第42条2項道路の道路後退線内へ突出する部分を有し、これらの存置を前提とした確認の場合、存置する旨を明示するとともに、存置する理由として【対応】の[条件]を記入する。